

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第76号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>国保担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>乳幼児</u>、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関すること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>(県土整備部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>用地担当の分掌事務</p> <p>(1) 公有地の拡大の推進に関すること（市町村課及び<u>企業立地推進課</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>建設業振興担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第5款及び第6款に規定する出先機関の実施分を含む。）。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>[略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>河川海岸担当の分掌事務</p> <p>(1) 河川及び海岸（他課等の主管に属するものを除く。<u>第</u></p>	<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>国保担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>子ども</u>、妊産婦、重度心身障害者児等の医療費の助成に関すること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>(県土整備部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>用地担当の分掌事務</p> <p>(1) 公有地の拡大の推進に関すること（市町村課及び<u>復興推進課</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>建設業振興担当の分掌事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第6款及び第7款に規定する出先機関の実施分を含む。）。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>[略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>河川海岸担当の分掌事務</p> <p>(1) 河川及び海岸（他課等の主管に属するものを除く。)</p>

<p><u>4号において同じ。</u>) の改良及び維持管理に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>7～12 [略]</p>	<p>の改良及び維持管理に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>7～12 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。